

## 2 市区町村における居住支援の取組

### (1) 住宅部局と福祉部局の各取組における連携

#### ア 居住支援協議会の設立等

##### 【制度の概要】

居住支援協議会については、都道府県又は市区町村のほか、①住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者（例えば、居住支援法人や不動産事業者など）、②住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者（例えば、社会福祉協議会など）を構成員として設立するものとされている（改正住宅セーフティネット法第 81 条第 1 項）<sup>7</sup>。基本方針においては、「関係者が密接に連携するためのプラットフォームとして居住支援協議会を設立し、相互の情報共有、住宅確保要配慮者や賃貸人に対する情報提供等に取り組む必要がある」とされており、居住支援の取組における居住支援協議会の活用が推奨されている。そのため、国土交通省は、令和 3 年 4 月に作成した「居住支援協議会 設立・運営の手引き」の周知、優良事例の紹介等のほか、居住支援協議会の設立の検討を支援するための必要な専門家の派遣等に係る支援事業<sup>8</sup>の実施、居住支援協議会の運営に係る経費の補助<sup>9</sup>等により、居住支援協議会の設立と活動の普及を図っている。

そうした中で、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法により、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化のため、従来設立が任意であった居住支援協議会について、地方公共団体は単独又は共同して設立することが努力義務とされた（当該規定は未施行）。

既に全ての都道府県において居住支援協議会が設立されているが、市区町村においては多くなく、設立されているのは令和 6 年 3 月末時点で 100 市区町村となっている。

一方、生活困窮者自立支援法では、福祉事務所設置地方公共団体は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う場として、関係機関や生活困窮者の支援団体等から構成される支援会議を組織できるとされている（同法第 9 条第 1 項）。

この支援会議は、関係機関のはざままで適切な支援が行われなかったといった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、平成 30 年の法改正により創設されたものであり、支援会議のある福祉事務所設置地方公共団体は、令和 6 年 3 月末時点で 354 となっている。

そうした中で、令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法により、早期発見・継続的な見守り機能の強化のため、従来任意であった支援会議について、設立することが努力

<sup>7</sup> 令和 6 年住宅セーフティネット法改正法による改正前の住宅セーフティネット法第 51 条第 1 項においては、居住支援協議会について、地方公共団体又は上記①の者が組織することができるとされている。

<sup>8</sup> 居住支援協議会伴走支援プロジェクトをいう。居住支援協議会の設立意向がある市区町村や、市区町村における居住支援協議会の設立を支援する都道府県に対し、①有識者、国土交通省・厚生労働省職員等の派遣（勉強会の講師、関係者との調整役等）、②課題の相談及びアドバイス、③制度や他の居住支援協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供、④第一線で活動している行政職員や実務者の紹介等の支援を実施するもの

<sup>9</sup> 居住支援協議会等活動支援事業をいう。居住支援協議会や居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う事業

義務化された（改正生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項。令和 7 年 4 月 1 日施行予定）。

なお、居住支援協議会は住宅セーフティネット法に基づく取組であり、支援会議は生活困窮者自立支援法に基づく取組であるが、いずれであっても住宅部局、福祉部局の関係者が連携して支援に当たることが重要であるとして、令和 2 年 12 月に国から地方公共団体に対して発出された通知<sup>10</sup>において、「生活困窮者自立支援制度における支援会議等への住宅部局の参加や、居住支援協議会への福祉部局の参加、両会議の一体的開催など、複雑かつ多様な課題を抱える方に対し効果的な支援が行えるよう、関係部局・団体との連携をお願いいたします」と依頼されている。

### 【調査結果】

(ア) こうした制度の状況を踏まえ、調査対象 48 市のうち、居住支援協議会を設立済みの 9 市においては活動の実態を、居住支援協議会を未設立の 39 市においては設立に向けた検討状況及び設立に係る課題等について調査したところ、次のような実態がみられた。

居住支援協議会を設立済みの 9 市においては、住宅部局及び福祉部局が居住支援協議会の構成員となっており、定期的に居住支援協議会を開催することで、両部局における居住支援に関する情報の共有、取組の検討等がされている状況がみられた。

他方、居住支援協議会を未設立の 39 市についてみると、このうち 7 市は、居住支援協議会の設立に向けて、住宅部局及び福祉部局が検討しているとしており、定期的に勉強会等を開催するなど、両部局で情報共有等が行われている状況がみられた（事例 2-①）。また、他の 2 市では、現在、居住支援協議会の設立に向けた検討は行っていないが、住宅部局及び福祉部局が参加する居住支援に関する勉強会等を継続的に開催し情報共有等を行っている状況がみられた（事例 2-②）。

残る 30 市では、調査時点において、居住支援協議会の設立などの居住支援に関する住宅部局及び福祉部局の連携体制の整備について、特段検討している状況はみられなかった。

<sup>10</sup> 都道府県、政令市及び中核市の再犯防止等施策担当、福祉担当及び住宅担当に対して発出された「住まい支援の連携強化の推進に向けて（依頼）」（令和 2 年 12 月 25 日付け法務省矯正局更生支援管理官及び保護局更生保護振興課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室、総務課、保護課、障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室及び精神・障害保健課、老健局高齢者支援課並びに子ども・家庭局家庭福祉課並びに国土交通省住宅局住宅総合整備課及び安心居住推進課連名事務連絡）（資料 2-①）

表 2-① 居住支援協議会の設立及び検討の状況

(単位：市)

| 区分 | 居住支援協議会の設立及び検討の状況                                  | 該当市 |
|----|----------------------------------------------------|-----|
| A  | 居住支援協議会を設立済み                                       | 9   |
| B  | 居住支援協議会は未設立であるが、設立に向けて検討している                       | 7   |
| C  | 居住支援協議会は未設立で、設立に向けて検討していないものの、居住支援に関する勉強会等を継続的に実施中 | 2   |
| D  | 居住支援協議会は未設立で、上記 B 及び C のいずれでもない                    | 30  |

(注) 当省の調査結果による。

### 事例 2-① 居住支援協議会の設立に向けて検討している住宅部局（住宅セーフティネット法関係事務担当）の主な例

| No. | 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>今般の国の制度改正の動きや、住宅セーフティネット法関係事務担当である当課における居住支援についての相談受付件数及び同相談のうち福祉部局との連携が必要な案件数が増えてきていることを踏まえて、居住支援協議会の設立に係る検討を開始した。現在、居住支援協議会の設立に関して、市としての合意を整えているところ、住宅確保要配慮者の入居中及び入居後の支援が複数課に関係することから、関係各課との役割分担等の調整を行っている。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 2   | <p>住宅確保要配慮者への居住支援に係る情報について関係部局課室の情報共有等を進めるため、平成 29 年 10 月に設立した「住宅セーフティネット連絡会議」において、当市における居住支援の在り方について検討を重ね、令和 5 年度に居住支援の体制等に係る方向性を確認した。</p> <p>その後、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法への対応が必要であること、また、居住支援協議会設立の参考としている「居住支援協議会 設立・運営の手引き」が令和 7 年 3 月以降に改正されることが分かり、改めて、当市における住宅部局と福祉部局の連携の仕組みについて検討することとした。</p>                                                                                                                                |
| 3   | <p>国土交通省や厚生労働省による法改正の説明会があったこと、県から居住支援協議会伴走支援プロジェクトを活用するための予算は確保しているといった話を受けていること、居住支援法人から居住支援協議会等活動支援事業の申請要件について相談を受けたことが契機となり、当課及び福祉部局（自立相談支援事業担当）が主体となって検討を始めた。</p> <p>検討を始めたばかりであり、居住支援協議会の構成員をどうするか（居住支援法人と関係各課だけでよいのか、外部の専門家が必要なのか、弁護士や大学教授等の専門家を呼ぶには謝礼が必要なのかなど）、住まいの総合相談窓口と居住支援協議会は連携することになっているが具体的に何をしていけばよいのかなど検討していく課題は多い。</p> <p>福祉部局や居住支援法人等との間で、問題認識の共有ができ、連携し始めたことなどから、居住支援協議会の設立に向けて更に検討を進めていかなければならないと考えている。</p> |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本事例はいずれも、表 2-①の区分 B に該当する市の事例である。

**事例 2-② 居住支援協議会の設立に向けた検討は行っていないが、住宅部局が福祉部局と共に居住支援に関する勉強会等を継続的に開催している主な例**

| 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>当市における住生活基本計画を策定する際に、福祉部局からの意見を反映させるため「住環境施策勉強会」を開催して以後、年 2 回程度の頻度で同勉強会を継続して実施しており、開始から約 7 年経った。同勉強会は居住支援協議会の設立準備・検討のために開催しているものではないが、住宅部局と福祉部局の関係者が参加し、それぞれが所管する制度や取組状況等について情報を共有している。</p> <p>なお、現在当市では社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 6 に基づく「重層的支援会議<sup>11</sup>」を設立しており、同会議の場を通じ、居住支援に関しても関係部局間で協力した対応が可能となっている。「住環境施策勉強会」及び「重層的支援会議」により、住宅確保要配慮者に関わりのある部局間での連携体制が確立されており、関係者同士が協力し居住支援を実施することができていると考えている。</p> |

（注）1 当省の調査結果による。

2 本事例は、表 2-①の区分 C に該当する市の事例である。

（イ）前記（ア）のとおり、調査対象市においては居住支援協議会の設立に向けた検討を行っていない市が多くみられたことを踏まえ、居住支援協議会を未設立の 39 市及び調査対象 15 県に対し、居住支援協議会の設立に係る課題等について調査したところ、次のような実態がみられた。

居住支援協議会の設立に向けて検討している 7 市のうち 5 市（住宅セーフティネット法関係事務担当）からは、現在の「居住支援協議会 設立・運営の手引き」はゼロから居住支援協議会を設立する場合の参考にならない、予算措置や体制づくりなど、居住支援協議会の設立に向けた具体的な手順が分からず苦慮するなどの意見があり、市における居住支援協議会の設立を支援する県からは、市と県の居住支援協議会での役割分担が不明確であるとする意見があった（表 2-②）。

また、上記 7 市のうち残る 2 市及び居住支援協議会の設立に向けた検討は行っていないが居住支援に関する勉強会等を継続的に実施する 1 市（3 市いずれも住宅セーフティネット法関係事務担当）からは、居住支援協議会の新設という形を整えることに伴う負担感があり、居住支援に関係する既存会議体を居住支援協議会とみなしてほしいとする意見があった（表 2-③）。

さらに、居住支援協議会の新設という形を整えることに伴う負担感に係る意見については、居住支援協議会の設立に向けた検討はしていない市ではあるが、福祉部局における既存会議体が居住支援の一端を担っているとする複数の市（いずれも自立相談支援事業担当）からも聴かれた（表 2-③）。これらの意見をみると、居住支

<sup>11</sup> 重層的支援会議とは、社会福祉法第 106 条の 4 に定める重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、社会福祉法第 106 条の 6 に基づき市区町村が設立する会議体である。なお、重層的支援体制整備事業は、従来の相談支援や地域づくり支援の取組をいかし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものであり、市区町村が任意で行う事業とされている。

援協議会の設立に係る負担について、例えば、生活困窮者一時生活支援事業<sup>12</sup>（以下「一時生活支援事業」という。）等を受託する居住支援法人と社会福祉協議会等を構成員とする支援調整会議<sup>13</sup>を置く市であっても、既に当該会議により住宅確保要配慮者への居住支援に関する協議ができているにもかかわらず、居住支援協議会の設立のためには不動産事業者や団体が参加する会議体を別途立ち上げる必要があると認識していることがうかがわれた。

くわえて、居住支援協議会の設立に向けた検討を行っていない 30 市の住宅セーフティネット法関係事務担当の中には、「他市の居住支援協議会には、民間事業者、学識経験者等、様々な分野の者が構成員として参画している状況にあり、こういった組織体を新たに作るのはかなりハードルが高い」と述べるところもみられた。

このように、調査対象市の中には、居住支援協議会の設立に向けて検討しているかどうかにかかわらず、居住支援協議会の設立の負担は大きいものと感じている市がみられたが、改正住宅セーフティネット法第 81 条第 1 項において、居住支援協議会の構成員として外部からの参画が必要な者は、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者とされており、上記の支援調整会議の例のように、同項の要件を満たしている場合には、適切な運営に留意しつつ、そうした既存の会議体をいかして居住支援協議会を立ち上げることも可能とみられる。

しかし、多くの市では、既存の会議体をいかして居住支援協議会の設立につなげることを検討している状況はみられず、新たにこれを立ち上げなければならないと認識していることで、その負担を感じている状況がみられた。

---

<sup>12</sup> 住居のない又は住居を失うおそれのある生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与又は提供する事業（以下「シェルター事業」という。）と、自立支援センター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある者等に対して、日常生活を営むのに必要となる支援等を行う事業（以下「地域居住支援事業」という。）を総称している。令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法において、一時生活支援事業は「生活困窮者居住支援事業」に改称されるとともに、「行うことができる」とされていたところ、地域の実情に応じた必要な事業を「行うように努めるものとする」と、その実施が努力義務化された（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）。

<sup>13</sup> 個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものとして、主に自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）が開催するもの

表 2-② 居住支援協議会の設立に苦慮している意見

| 意見の類型                             | 主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>設立に係る具体的な手順の明確化等について（5市）</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅確保要配慮者の支援については、入居前から入居後にわたって、複数の部局課に関係することから、どの部局課が担当するかといった調整に手間がかかっている。</li> <li>・ 国から紹介されてきた先進事例は、例えば関係者の熱意など何らかの要因で取組が進んだ成功事例がほとんどである。「居住支援協議会 設立・運営の手引き」はこれらを基に整理されているため、ゼロから設立する当市のような市には余り参考にならない。もっと実務的な内容、例えば、ゼロから設立する場合、どこから手を付けていけば設立しやすくなるかといった手法や事例の紹介があればよい。また、設立準備に係る予算措置や体制づくりなど事務的なことも知りたい。</li> <li>・ 「居住支援協議会 設立・運営の手引き」には、人口規模が大きい都市の事例や居住支援法人数が多い都市の事例が掲載されていないため、自ら、当市と人口規模や居住支援法人数が近い市区町村の情報を収集し、参考とした上、今後、居住支援協議会設立について検討したい。</li> </ul> |
| <p>都道府県と市区町村の役割分担の明確化について（2県）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村における居住支援協議会の設立促進に当たっては、居住支援に関する市区町村の役割を法令や基本的な方針等で具体的に示した方がよい。当県の市区町村の中には、居住支援の窓口であるという意識がないところがある。</li> <li>・ 市区町村における居住支援協議会の設立が進まない大きな原因は、都道府県の居住支援協議会と市区町村の居住支援協議会の役割分担が明確ではないからである。現在当県が実施している居住支援の事業は、本来は市区町村が実施した方がよいと思うが、県が一元的に行っている状況である。県の居住支援協議会が様々な取組を行っていることが、県内の市区町村が新たに居住支援協議会を設立する必要性を感じない原因となっている可能性もあると考えている。</li> </ul>                                                                                                                     |

（注）当省の調査結果による。

表 2-③ 居住支援協議会の新設という形を整えることに伴う負担感に関する意見

| 区分                                                  | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居住支援協議会の設立に向けて検討している市の住宅セーフティネット法関係事務担当からの意見（2市）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域によって居住支援協議会の在り方が変わってくるため、居住支援で最も大切である「住宅確保要配慮者に合った住宅を個別にマッチング・提供すること」ができれば、必ずしも居住支援協議会という形にこだわらなくてもよいと考えている。最初から協議会という形ではなく、随時必要に応じて、関係者間で情報共有を事実上できれば、それでも十分だと考えている。</li> <li>・ 異なる協議会が複数ある福祉部局に対し、更に居住支援協議会の新設が必要であることを理解させることの調整に手間がかかっている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 居住支援に関する勉強会等を継続的に実施する市の住宅セーフティネット法関係事務担当からの意見（1市）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住支援協議会の役割について、重層的支援会議や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 に基づく協議会などの役割と重なるところがあるため、居住支援協議会と同等の機能が発揮できる会議体が既にある場合は、当該会議体を居住支援協議会とみなしてほしい。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 福祉部局における既存会議体が居住支援の一端を担っているとする市の自立相談支援事業担当からの意見（3市） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当市では、月 1 回、支援調整会議を開催しており、必要に応じて臨時に開催する場合もある。同会議には自立相談支援機関、社会福祉協議会のほか、一時生活支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業<sup>14</sup>（以下「家計改善支援事業」という。）の委託先である居住支援法人等も参加している。その他、ケースに応じて関係部署にも参加を依頼しており、令和 6 年度に開催した支援調整会議において、相談者が公営住宅への入居も選択肢として検討していたことから、会議に住宅部局を呼び、制度概要を説明してもらったことがある。市区町村では、居住支援協議会に限らず、様々な会議体を設立することが求められているが、会議関係の業務は委嘱や費用弁償等、負担が大きい。そのため、機能を兼ねられるのであれば、既存の会議体を居住支援協議会とみなすことができると有り難い。<br/> ただし、市として居住支援協議会が設立されたと認められるためには、構成員に不動産事業者の参加が必要と考えており、支援調整会議の構成員と異なるため、難しいのではないと思われる。</li> <li>・ 当市における支援調整会議の構成員は、当課、自立相談支援機関、家計改善支援事業の委託先の法人の三者であるが、住宅部局や居住支援法人とは支援調整会議を開催する</li> </ul> |

<sup>14</sup> 生活困窮者に対して、家計の収支状況の適切な把握や家計改善の意欲を高める支援、貸付けのあっせん等を行う事業をいう。

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>前の段階において必要に応じて個別に協議等を行うことで対応できている。</p> <p>また、その他、当課主催の生活困窮者対応に係る関係機関が集まる合議体には、福祉・就労支援運営協議会及び生活困窮者・多重債務者等対策担当者会議がある。その上、更に居住支援協議会を新規に設立となれば、相当のマンパワーが必要なところ、現状の市の体制ではそれを行う人的余裕はなく非常に厳しい状況である。支援調整会議や他の福祉部局が担当している重層的支援会議に住宅部局が加わることで居住支援協議会と同等と認めてもらえれば助かる。このような方法であれば居住支援協議会設立を進めやすく、現実的と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当市における支援調整会議の構成員は、当課、自立相談支援機関、家計改善支援事業等の委託先である法人であり、住宅部局との調整が必要な案件については、個別に調整をしている。規模の小さい当市においては住居に関する相談はそれほど多くなく、そのような中で新たに居住支援をテーマにした協議会を設立する必要性が感じられない。しかし、関係法令の改正により、市区町村における居住支援協議会の設立が努力義務化されたため何もしないというわけにはいかず、関係する補助金等の予算が計上されればなおさらである。例えば、支援調整会議に住宅部局などが参加することにより、居住支援協議会と同等の機能を発揮できる場合は、同会議を居住支援協議会とみなすことにしてほしい。そうしてもらえれば、当市でも対応は可能と思われ、有り難い。規模が小さな市区町村の場合は、このような対応をするのが現実的であると考える。</li> </ul> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 当省の調査結果による。

## 【まとめ】

調査対象市の状況をみる限り、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法の施行を控える状況下において、努力義務とされた居住支援協議会の設立に向けた検討が順調に進められているとは言い難い状況である。居住支援協議会の設立を検討する市及び市における居住支援協議会の設立を支援する県からは、具体的な手順や、都道府県居住支援協議会との役割分担等の提示を求める意見が聴かれた。これら調査結果については、令和 7 年 2 月 4 日に、国土交通省に対して情報提供を行い、当該調査結果も踏まえて同省が令和 7 年 3 月 19 日に改訂した「居住支援協議会 設立の手引き」において、具体的な手順や都道府県居住支援協議会との役割分担に係る説明が盛り込まれたところである。

また、居住支援の一端を担って活動する自立相談支援事業担当においては、必要に応じて住宅部局と調整した上で、住宅に係る相談に対し、支援調整会議等の既存会議体を活用して対応している状況がみられ、それらとは別に更に居住支援協議会を新設

することに負担感を示す意見があった。これまで住宅に係る相談についても対応してきた既存会議体を活用することで新設に係る事務負担を軽減して居住支援協議会の設立・運営が可能であることを示すことは、市区町村における居住支援協議会の設立の検討に資するものと考えられる。

以上のことから、市区町村居住支援協議会の設立に必要な具体的な手順及び都道府県居住支援協議会との役割分担について周知の徹底を図ること、並びに既存の会議体を活用して市区町村居住支援協議会を設立・運営することができる旨及びその際の留意点を明確化することが必要であると考えられる。

#### **【所見】**

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村における居住支援協議会の設立の検討に資するため、市区町村に対して、市区町村居住支援協議会の設立に必要な具体的な手順及び都道府県居住支援協議会との役割分担について周知徹底を図ること。

また、市区町村に対して、これまで生活困窮者等の住宅に係る相談についても対応してきた既存の会議体を活用して市区町村居住支援協議会を設立・運営することができる旨及びその際の留意点を明確化し、提示すること。

## イ 住宅部局と福祉部局における居住支援の取組

### 【制度の概要】

国土交通省及び厚生労働省は、生活困窮者自立支援法が施行された平成 27 年 4 月に合わせ、住宅の確保に向けた支援や住宅を含む生活全般の包括的な支援の効果的な実施のため、居住支援協議会の構成員となっている不動産団体とのネットワークを活用し、住宅に関する課題を抱えている生活困窮者の住宅の確保に向けた支援をするなど、生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携した取組の推進について、地方公共団体に通知<sup>15</sup>を発出している。

基本方針においても、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るためには、賃貸住宅の供給の促進と併せて、自立支援、福祉サービス等の提供や良好な居住環境の形成を促進すること、賃貸住宅の供給の促進に関する施策と福祉施策等との連携が重要であるとされ、住宅部局と生活困窮者自立支援等を担当する福祉部局等との連携を積極的に推進する必要があるとされている。

また、平成 31 年に、国土交通省及び厚生労働省は、公営住宅の管理等を通じて生活困窮者を把握し得る住宅部局が生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、公営住宅入居者のうち支援が必要と思われる者を同部局につなぐなど、両部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要であるとし、両部局の連携の推進について、地方公共団体に通知<sup>16</sup>を発出している。

さらに、前記アのとおり、国は令和 2 年 12 月に発出した通知（「住まい支援の連携強化の推進に向けて（依頼）」）において、複雑かつ多様な課題を抱える者に対し効果的な支援が行えるよう、生活困窮者自立支援制度における支援会議等への住宅部局の参加など、関係部局・団体との連携の推進について、地方公共団体に依頼している。

このほか、令和 3 年 3 月には、昨今の住宅確保要配慮者への支援の重要性の高まりを踏まえ、社会福祉法人や居住支援法人、NPO 法人等が行う支援のために公営住宅を使用させることが可能な場合の取扱いを国土交通省が整理し、地方公共団体に通知<sup>17</sup>を発出している。当該通知においては、地域の住宅事情や住宅確保要配慮者の状況等を勘案し、社会福祉法人等と連携して、公営住宅の空き住戸を活用した自立支援を積極的に推進することも依頼している。

このように、地方公共団体における住宅部局と福祉部局の連携に係るこれまで発せられた国からの通知を踏まえると、市区町村においては、住宅確保要配慮者への居住

<sup>15</sup> 都道府県、指定都市及び中核市に対して発出された「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 13 号・国住心第 217 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）（資料 2-②）。なお、本通知は、平成 30 年 10 月 1 日に第一次改正、平成 31 年 3 月 29 日に第二次改正されており、令和 7 年 3 月時点における通知名は「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」である。

<sup>16</sup> 都道府県、指定都市及び中核市に対して発出された「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 7 号・国住備第 492 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長及び国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）。生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。平成 31 年 4 月 1 日全面施行）が、平成 30 年 10 月 1 日以降、順次施行されていることに合わせ発出されたもの（資料 2-③）

<sup>17</sup> 都道府県及び指定都市に対して発出された「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」（令和 3 年 3 月 25 日付け国住備第 639 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）（資料 2-④）

支援の観点から、公営住宅の管理業務を行う住宅部局と生活困窮者自立支援制度所管部局を始めとする福祉部局との連携した取組が期待されているところである。

また、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法及び令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法の成立により、市区町村においては、住宅施策と福祉施策の連携、住宅部局と福祉部局の連携が一層求められることとなるため、国土交通省は、令和 6 年 9 月に開催した都道府県及び市区町村向け説明会において、公的賃貸住宅や空き家等の住宅ストックについての状況や「都市計画」、「まちづくり」、「福祉的支援」の状況等、各市区町村の居住支援に関する現在の状況・課題等の確認を依頼している。

こうした制度の状況を踏まえ、本調査では、市区町村の住宅部局として公営住宅担当及び住宅セーフティネット法関係事務担当を、福祉部局として自立相談支援事業担当を調査しており、以下、担当ごとの取組状況等について詳述する。

## (ア) 公営住宅担当の取組

### 【制度の概要】

公営住宅法に基づく公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものとされている（同法第 1 条）。

公営住宅の入居者資格については、収入が一定の基準以下であることのほか、住宅困窮要件（現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。）を満たす者であることとされ（同法第 23 条）、その入居については公募により決定することが原則とされている（同法第 22 条第 1 項）。

公営住宅の事業主体である地方公共団体は、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うことが可能とされており<sup>18</sup>、その内容や家賃に関する事項、入居者資格等は条例で定められるため、詳細は地方公共団体により異なっている。

また、本来の公営住宅入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であれば、社会福祉法人や NPO 法人等に対し、公営住宅を目的外使用させることができるとされている。この目的外使用については、①厚生労働省令・国土交通省令で定める事業等を運営する社会福祉法人等に使用させるもの（公営住宅法第 45 条第 1 項）、②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅の不足等を理由として、公営住宅の入居者資格のうち、収入に係る要件を中堅所得者等まで緩和し、当該中堅所得者等に使用させるもの（公営住宅法第 45 条第 2 項）<sup>19</sup>、③高齢者向けの賃貸住宅の不足等を理由として、公営住宅の入居者資格のない高齢者に使用させるもの（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 51 条第 1 項）<sup>20</sup>、

<sup>18</sup> 都道府県に対して発出された「公営住宅管理の適正な執行について」（平成 17 年 12 月 26 日付け国住総第 138 号国土交通省住宅局長通知）

<sup>19</sup> 地方公共団体は、所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当する者等に対して、公営住宅を使用させることが必要であると認める場合において、国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

<sup>20</sup> 地方公共団体は、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。）に対し、国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を使用させることができる。

④解雇離職者等の現に居住している住居から退去を余儀なくされる者等に該当することが客観的に証明される者に対し使用させるもの（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項）<sup>21</sup>、⑤住宅に困窮する者を入居させ見守り等の自立支援を行うものであって、上記①の厚生労働省令・国土交通省令で定める社会福祉事業等に該当しない事業を実施する社会福祉法人等に使用させるもの（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び地方自治法第238条の4第7項）といった類型がある。いずれの類型の目的外使用であっても、国土交通大臣の承認を得る手続が必要であるが、住宅に困窮する者に対する迅速な住宅の提供等のため、国から発せられた各種の通知<sup>22</sup>において、国土交通大臣の承認を得る手続を簡素化できるものが明示されている。

### 【調査結果】

調査対象 48 市の公営住宅担当における居住支援の取組状況及び公営住宅担当側からみた福祉部局との連携状況について調査したところ、次のような実態がみられた。

#### a 居住支援の取組状況

調査対象 48 市ではいずれも、公営住宅の事業を行っており、公営住宅は住宅に困窮する者に対する住宅の提供に資することから、公営住宅の管理業務を通じて居住支援に取り組んでいるといえる。具体的には、公営住宅への入居を希望する者からの相談や申込み、選考の過程で住宅確保要配慮者と接し、入居可能な公営住宅を案内することで住宅確保を実施している。また、入居者に対する家賃の減免や滞納者への納付指導等の機会に、入居者の心身の状況や家計の状況等を把握して、生活保護の受給の勧奨を行うなどの対応がみられた<sup>23</sup>。

他方、調査対象 48 市のうち 15 市の公営住宅担当は、同市における住宅確保要配慮者が公営住宅入居者資格を有するか否かについて「不明」（住宅確保要配慮者との関係を整理していない場合を含む。）としており、同市における住宅確保要配慮者の範囲を確認していないなど、正確な認識を持っていなかった。また、調査対象 48 市のうち 5 市の同担当は、令和 3 年 3 月に国土交通省から通知された「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」を承知していなかった。

<sup>21</sup> 地方公共団体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条に基づく大臣承認を得て、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の使用許可に係る承認を経て、解雇離職者等に使用させることができる。

<sup>22</sup> 都道府県に対して発出された「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日付け国住総第 191 号（令和 6 年 4 月 1 日最終改正）国土交通省住宅局長通知）（資料 2-⑤）、都道府県に対して発出された「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」（平成 20 年 12 月 18 日付け国住備第 85 号国土交通省住宅局長通知）（資料 2-⑥）、「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」（資料 2-④）（再掲）等

<sup>23</sup> この「生活保護の受給の勧奨」を家賃滞納者に行うことの主な理由としては、当該家賃滞納者が生活保護として受け取る住宅扶助は、原則、本人を経由せず直接公営住宅の家賃として納付される制度（代理納付）が適用されるためと考えられる。

調査対象 48 市の公営住宅担当のうち、上記令和 3 年 3 月の通知において推奨される社会福祉法人等に使用させる目的外使用（公営住宅法第 45 条第 1 項に基づくもの並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条及び地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づくもの。以下当該目的外使用を「自立支援等のための公営住宅の目的外使用」という。）を実施するものは 6 市（事例 2-③）<sup>24</sup>にとどまり、自立相談支援事業担当からの目的外使用の要望が受け入れられなかった事例（事例 2-④）もみられた。さらに、自立支援等のための公営住宅の目的外使用等に消極的な意見（表 2-④）を述べる市もみられた。

このように、調査結果からは、公営住宅管理業務を通じた福祉施策との連携した取組が基本方針等により推進され、更なる連携を求める令和 6 年住宅セーフティネット法改正法の施行を控える状況下にあっても、自立支援等のための公営住宅の目的外使用の取組に消極的であるばかりか、住宅部局の中では公営住宅担当は住宅確保要配慮者と接する機会が多いにもかかわらず、住宅セーフティネット法に対する関心は、当該機会の多さに比して低い傾向にあることがうかがわれる。

#### 事例 2-③ 自立支援等のための公営住宅の目的外使用を実施する主な例

| 事例の概要                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>市内で活動する居住支援法人に対し、令和 6 年 9 月現在で公営住宅の 7 室について目的外使用の許可を出している。当該居住支援法人は、配偶者からの暴力被害者等のためのシェルターとして、当該 7 室を使用している。</p> <p>このため、例えば生活保護担当課から、生活保護申請者の住居に関する相談が当課にあった場合には、当該居住支援法人に照会し、当該 7 室の空室状況を回答することがある。</p> |

（注）当省の調査結果による。

<sup>24</sup> 自立支援等のための公営住宅の目的外使用を実施する市は 7 市みられたが、このうち 1 市については、県営住宅について、当該市の居住支援協議会の事務局業務を受託する社会福祉協議会が、目的外使用として貸与を受け活用しているものであり、県営住宅担当と市の居住支援協議会の取組であることから、調査対象 48 市の公営住宅担当の取組としてはここでは計上していない。

事例 2-④ 自立相談支援事業担当からの目的外使用の要望が受け入れられなかった例

| 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>他の市区町村において、公営住宅をシェルターとして使用した例を聞き、「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」の通知について把握したことから、一時生活支援事業等の開始に併せ、公営住宅担当に対し、公営住宅の目的外使用について要望した。</p> <p>公営住宅の空き住戸率を減らすという点で公営住宅担当にもメリットがあるため、公営住宅に空きがあるのであれば一時生活支援事業のシェルターとして使用することができないか相談したが、公営住宅担当は、空き住戸が多いことは問題ではないとし、目的外使用については手続が必要であることを理由に断られた。</p> <p>令和 6 年住宅セーフティネット法改正法を踏まえ、公営住宅の目的外使用について再度要望したが、公営住宅担当からは、目的外使用には手続が必要であると説明されるにとどまり、話が進展せず、目的外使用には至っていない。</p> |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同市の公営住宅担当は、目的外使用に関し、「公営住宅のような行政財産には目的が定められており、目的外使用は飽くまで例外と考えている。そのような例外を積極的に行うことにより、本来の目的で公営住宅に入居したい人が入居できなくなってしまうおそれがあるのではないかと考えられるため、目的外使用を積極的に行うべきとは考え難い」と述べている。

表 2-④ 自立支援等のための公営住宅の目的外使用等に消極的な意見

| No. | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>被災者の緊急避難用として公営住宅の 1 部屋の目的外使用を認めているが、住宅確保要配慮者用としての使用はしていない。公営住宅は申込みがあって初めて修繕等を行うことから、入居までに 1 か月ないし 2 か月掛かること、住宅確保要配慮者は即時入居を求め、入居時に家具家電を整える費用にも苦慮する者が多いと思われるが、そういった者の入居を可能とするためには、空調設備等の居住に耐え得る程度の設備を公費で用意する必要があると考えられ、そういった公費負担の対応は、他の入居者との公平性が担保できないことから困難であることが理由である。</p> |
| 2   | <p>解雇離職者等の現に居住している住居から退去を余儀なくされる者等に該当することが客観的に証明される者に対し使用させる目的外使用は行っているが、自立支援等のための公営住宅の目的外使用は行っていない。</p> <p>目的外使用の使用期間は原則として 1 年を超えない期間とされていることから、社会福祉法人等が居住支援を実施する住宅確保要配慮者の抱える問題を根本的に解決することにはならないのではないかと。</p>                                                                |

(注) 当省の調査結果による。

## b 公営住宅担当側からみた福祉部局との連携状況

公営住宅担当が接する者が生活に困窮していると考えられる際の自立相談支援事業担当へのつながりに関し、自立相談支援事業担当から文書による依頼があり、ルール化された組織的な対応を実施しているところが 2 市においてみられた（事例 2-⑤及び後記（ウ）事例 2-⑪）。一方で、福祉部局に案内を行うことに関し、福祉部局と事前調整を行ったり、福祉部局から依頼を受けて実施したりしているものはないと述べる市も複数みられた。

また、調査対象市のうち上記 2 市を除く 46 市の中には、部局間の依頼等に基づくルール化された組織的な対応ではないものの、公営住宅入居者について、公営住宅担当から福祉部局につなぐことで、支援につなげた事例がみられた（事例 2-⑥）一方で、つながが遅れ、当該入居者の状況が悪化したと考えられる事例もみられた（事例 2-⑦）。

### 事例 2-⑤ 自立相談支援事業担当へのつながりに関し、ルール化された組織的な対応が行われている主な例

| 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>当市では、生活保護に係る相談や申請等を行わず自ら援助を求めることができないような生活困窮者世帯の情報を把握した際には、当該世帯に関する情報を自立相談支援事業担当に提供することとされている。</p> <p>情報提供の具体的方法は、真に生活に困窮していると思われる世帯があった場合、下記のチェックポイントを参考に、「『生活困窮世帯に関する情報提供』受付票」（チェックシート）を用いて情報提供を行うこととされている。</p> <p>＜チェックポイント＞</p> <p>ア 定期的な収入がない、あっても僅かであり、自立能力に乏しいと思われる世帯</p> <p>イ 生活に意欲が感じられないと思われる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 家の中が雑然としている</li><li>・ 換気がなされず異臭がする</li><li>・ 服装がひどい状況である</li><li>・ 精神的に不安定な状況である</li><li>・ 親類・近所との交流がない様子（社会的孤立）</li><li>・ 電気・ガス・電話等が止められている様子 など</li></ul> <p>公営住宅担当である当課からも、実際に、上記チェックリストを基に、情報提供の対象に該当する公営住宅の家賃滞納者について、自立相談支援事業担当に報告したことがあり、このような仕組みは、福祉施策の担当外であっても報告しやすい。</p> |

（注）当省の調査結果による。

## 事例 2-⑥ 公営住宅担当から福祉部局につなぐことで、支援につなげた主な例

| 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>公営住宅の入居者について、当該入居者の知人から当該入居者に認知症のおそれがあるとの相談を受けたこと、当該入居者が来庁した際、同じ話を何度も繰り返すなどの認知症とみられる症状をみせたことから、福祉的支援の必要性があると判断し、介護保険担当及び地域包括支援センターに情報共有した。</p> <p>地域包括支援センターは当該入居者の状況を以前から把握していたが、当該入居者が支援を望んでいないと回答するため、当課から情報提供をした時点では、支援をできておらず、同センターから、当課が公的機関との関係づくりに一役買ってほしいとの要請を受け、当該入居者の来庁時に話を聞く等の対応を続けた。</p> <p>なお、当該入居者は、介護認定を受け、支援を受けられるようになったことで来庁することはなくなり、施設入所により公営住宅退去に至った。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

## 事例 2-⑦ 公営住宅担当から福祉部局へのつながりが遅れ、公営住宅入居者の状況が悪化したと考えられる主な例

| No.       | 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |                                                                                                   |          |                                                                                                                                |          |                                                                                                                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1         | <p>○市（公営住宅担当）からの調査結果</p> <p>公営住宅の単身入居者による家賃滞納が発生したことから、入居後 3 か月目から継続して納付指導を実施していた事例について、公営住宅担当から福祉部局に当該入居者の情報が共有されたのは、滞納分の分納交渉が困難なほど認知機能が低下した時点であった。</p> <p>事例の経過</p> <table border="1"> <tr> <td>入居 3 か月後</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃滞納発生、納付指導開始</li> <li>以降、度々家賃滞納が発生し、来庁時に追納する状況</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>入居約 1 年後</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>来庁時、納付計画の説明に苦慮した記録として、「滞納している自覚がない様子」との記載</li> <li>その後も度々家賃滞納が発生し、来庁時に追納する状況</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>入居約 2 年後</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納 11 か月分の事実を説明した際の記録として、「こんな滞納があるなんて知らない。そんな長く入居していない。家族が払わなかった金だろうとかんしゃくを起こし出す」、「結局滞納の事実になんて納得されず、一旦帰られた直後に戻ってきたため、再度説明するとともに、2 か月後に来庁し納付することで了承した」との記載</li> <li>その後、来庁による追納の記録なし</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>入居約 2 年半後</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>法的措置呼出通知（来庁期限までに来庁なし）</li> <li>当該入居者宅に訪問し、発話による意思疎通が困難で、痩せ細り、生活に困窮する様子を確認</li> <li>当該入居者の近況について、地域包括支援センターと情報共有し、支援につながる</li> </ul> </td></tr> </table> | 入居 3 か月後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃滞納発生、納付指導開始</li> <li>以降、度々家賃滞納が発生し、来庁時に追納する状況</li> </ul> | 入居約 1 年後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>来庁時、納付計画の説明に苦慮した記録として、「滞納している自覚がない様子」との記載</li> <li>その後も度々家賃滞納が発生し、来庁時に追納する状況</li> </ul> | 入居約 2 年後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納 11 か月分の事実を説明した際の記録として、「こんな滞納があるなんて知らない。そんな長く入居していない。家族が払わなかった金だろうとかんしゃくを起こし出す」、「結局滞納の事実になんて納得されず、一旦帰られた直後に戻ってきたため、再度説明するとともに、2 か月後に来庁し納付することで了承した」との記載</li> <li>その後、来庁による追納の記録なし</li> </ul> | 入居約 2 年半後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法的措置呼出通知（来庁期限までに来庁なし）</li> <li>当該入居者宅に訪問し、発話による意思疎通が困難で、痩せ細り、生活に困窮する様子を確認</li> <li>当該入居者の近況について、地域包括支援センターと情報共有し、支援につながる</li> </ul> |
| 入居 3 か月後  | <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃滞納発生、納付指導開始</li> <li>以降、度々家賃滞納が発生し、来庁時に追納する状況</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |                                                                                                   |          |                                                                                                                                |          |                                                                                                                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                                            |
| 入居約 1 年後  | <ul style="list-style-type: none"> <li>来庁時、納付計画の説明に苦慮した記録として、「滞納している自覚がない様子」との記載</li> <li>その後も度々家賃滞納が発生し、来庁時に追納する状況</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |                                                                                                   |          |                                                                                                                                |          |                                                                                                                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                                            |
| 入居約 2 年後  | <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納 11 か月分の事実を説明した際の記録として、「こんな滞納があるなんて知らない。そんな長く入居していない。家族が払わなかった金だろうとかんしゃくを起こし出す」、「結局滞納の事実になんて納得されず、一旦帰られた直後に戻ってきたため、再度説明するとともに、2 か月後に来庁し納付することで了承した」との記載</li> <li>その後、来庁による追納の記録なし</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |                                                                                                   |          |                                                                                                                                |          |                                                                                                                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                                            |
| 入居約 2 年半後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法的措置呼出通知（来庁期限までに来庁なし）</li> <li>当該入居者宅に訪問し、発話による意思疎通が困難で、痩せ細り、生活に困窮する様子を確認</li> <li>当該入居者の近況について、地域包括支援センターと情報共有し、支援につながる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |                                                                                                   |          |                                                                                                                                |          |                                                                                                                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                                            |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |                                                    |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          |                 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------|
|               | <p>○当省の考察</p> <p>当該入居者が滞納分の分納交渉が困難なほど認知機能が低下した時点から約 1 年半前（入居約 1 年後）に来庁した際、認知機能低下の兆候を示す言動をしていたことや定期的な家賃納付がなされず家賃滞納が累積する状況から、公営住宅担当は、より早期に福祉部局につなぐことが可能であったと考えられる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |                                                    |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          |                 |
| 2             | <p>○市（自立相談支援事業担当）からの調査結果</p> <p>公営住宅に家族（名義人）及び本人が入居していたところ、名義人である家族が居室内で亡くなったものの、詳細は不詳であるが、同居人である本人は死亡に係る手続をとらず、第三者の通報により警察に届けられ、死亡に係る手続が行われるに至った事案において、本人の知人から自立相談支援事業担当に相談があり支援が開始された。</p> <p>事例の経過</p> <table border="1"> <tr> <td>事案発生日</td><td>・ 公営住宅の名義人である家族が居室内で死去（第三者の通報により警察に届けられ、死亡に係る手続開始）</td></tr> <tr> <td>事案発生から約 4 か月後</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の知人から自立相談支援事業担当に対し相談があり、本人に係る以下の心配ごとを把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア がん治療を中断していること</li> <li>イ うつ症状が疑われること</li> <li>ウ 電話がつながりづらく訪問しても応答がないことが多いこと</li> <li>エ 休職中であること</li> </ul> </li> <li>・ 自立相談支援事業担当が本人と面談し、以下の困りごとを把握、支援開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 葬儀費用の未納、本人の入院費の未納、知人からの借金、電気・ガス・水道料金等の滞納、公営住宅の家賃滞納</li> <li>イ 公営住宅の名義変更に必要な連帯保証人の確保</li> </ul> </li> </ul> </td></tr> <tr> <td>同約 8 か月後</td><td>・ 公営住宅の名義変更手続完了</td></tr> </table> <p>○当省の考察</p> <p>公営住宅の名義人が居室内で亡くなったことが発覚（注 2）した後、早期に、公営住宅担当から福祉部局につながれていれば、本人の体調や生活環境の悪化を防げた可能性があったと考えられる。</p> | 事案発生日 | ・ 公営住宅の名義人である家族が居室内で死去（第三者の通報により警察に届けられ、死亡に係る手続開始） | 事案発生から約 4 か月後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の知人から自立相談支援事業担当に対し相談があり、本人に係る以下の心配ごとを把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア がん治療を中断していること</li> <li>イ うつ症状が疑われること</li> <li>ウ 電話がつながりづらく訪問しても応答がないことが多いこと</li> <li>エ 休職中であること</li> </ul> </li> <li>・ 自立相談支援事業担当が本人と面談し、以下の困りごとを把握、支援開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 葬儀費用の未納、本人の入院費の未納、知人からの借金、電気・ガス・水道料金等の滞納、公営住宅の家賃滞納</li> <li>イ 公営住宅の名義変更に必要な連帯保証人の確保</li> </ul> </li> </ul> | 同約 8 か月後 | ・ 公営住宅の名義変更手続完了 |
| 事案発生日         | ・ 公営住宅の名義人である家族が居室内で死去（第三者の通報により警察に届けられ、死亡に係る手続開始）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                                                    |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          |                 |
| 事案発生から約 4 か月後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の知人から自立相談支援事業担当に対し相談があり、本人に係る以下の心配ごとを把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア がん治療を中断していること</li> <li>イ うつ症状が疑われること</li> <li>ウ 電話がつながりづらく訪問しても応答がないことが多いこと</li> <li>エ 休職中であること</li> </ul> </li> <li>・ 自立相談支援事業担当が本人と面談し、以下の困りごとを把握、支援開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 葬儀費用の未納、本人の入院費の未納、知人からの借金、電気・ガス・水道料金等の滞納、公営住宅の家賃滞納</li> <li>イ 公営住宅の名義変更に必要な連帯保証人の確保</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                                                    |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          |                 |
| 同約 8 か月後      | ・ 公営住宅の名義変更手続完了                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |                                                    |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          |                 |

（注）1 当省の調査結果による。

2 本事例において、警察から公営住宅担当に対し連絡はされておらず、同担当が名義人の死亡を知ったのは、家賃滞納について本人が相談のため来庁した日（事案発生から約 1 か月後）である。なお、同担当は、当該時点において、本人からは体調不良の訴え等がなく、その他気になる様子もなかったことから、福祉につなぐ必要があると判断することは困難であったとしている。

## (イ) 住宅セーフティネット法関係事務担当の取組

### 【制度の概要】

市区町村が住宅セーフティネット法に基づく必須事務として行う事務は、住宅セーフティネット法第 58 条により、指定都市及び中核市が住宅セーフティネット法第 4 章（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業<sup>25)</sup>）に規定される都道府県の事務として、セーフティネット登録住宅の登録の申請を受け、審査事務を行うことのみである。基本方針においては、市区町村において、住宅セーフティネット法関係事務として、居住支援協議会の設立や、市区町村の実情に応じて住宅部局と福祉部局とが連携した取組を行うことが期待されている。

市区町村における居住支援の関係者となり得る居住支援法人については、都道府県知事が指定しているところ（詳細は後記 3 (1) ）、国は各種通知<sup>26)</sup>により、市区町村に対し、居住支援法人を活用した居住支援の取組の推進について依頼している。

また、民間賃貸住宅の供給の促進に関する施策は、一義的には住宅部局に期待されるものと考えられるところ、地方公共団体における具体的な取組の一つとして、住宅確保要配慮者の円滑な入居について、不動産事業者・団体等に対し協力を求め、協力的な不動産事業者の情報を集約する等の事業（以下同事業を「協力不動産店事業」といい、同事業における不動産事業者・団体等を「協力不動産店」という。）がある。

### 【調査結果】

調査対象 48 市における住宅セーフティネット法関係事務担当の居住支援の取組状況として、住宅確保要配慮者への対応、居住支援法人との関係及び民間賃貸住宅の情報の把握・提供に係る取組、並びに同担当側からみた福祉部局との連携状況について調査したところ、次のような実態がみられた。

なお、前記 1 (3) アのとおり、住宅セーフティネット法関係事務担当に対して、調査への協力を求めたものであるが、調査対象 48 市のうち 35 市においては、公営住宅担当が住宅セーフティネット法関係事務担当を兼務する等<sup>27)</sup>としていたため、前記 (ア) に関し調査した担当から、住宅セーフティネット法関係事務担当としての回答を得た。

#### a 住宅確保要配慮者への対応

住宅セーフティネット法関係事務担当において、住宅確保要配慮者に対してどのような案内を行っているか調査したところ<sup>28)</sup>、調査対象 48 市のうち、セーフティネット登録住宅、協力不動産店又は居住支援法人に関する情報を住宅確保要配慮者に案内するといった対応のいずれも実施していないとするところが 15 市みられた（表 2-⑤）。

<sup>25)</sup> この「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」に係る賃貸住宅は、セーフティネット登録住宅である。

<sup>26)</sup> 「住まい支援の連携強化の推進に向けて（依頼）」（資料 2-①）（再掲）等

<sup>27)</sup> 住宅部局の中でどの職員が住宅セーフティネット法関係事務担当であるか明確でないとする市を含む。

<sup>28)</sup> 調査対象 48 市のうち、公営住宅担当が住宅セーフティネット法関係事務担当を兼務する 35 市は、住宅確保要配慮者に対し、公営住宅の入居に関する相談対応として、当然に公営住宅を案内するとしている。残る 13 市のうち 12 市は、住宅セーフティネット法関係事務担当として、住宅確保要配慮者に対し必要に応じ公営住宅を案内するとしている。

また、上記 15 市に加え、表 2-⑤の区分において、セーフティネット登録住宅や居住支援法人を案内するとした市においても、公営住宅の入居に関する相談として受けたものは住宅部局で対応しているが、福祉的支援を要する等の住宅確保要配慮者が抱える複合的な課題に対しては、福祉部局を案内するにとどまっている事例がみられた（事例 2-⑧）。こうした福祉部局への案内については、住宅セーフティネット法関係事務担当による住宅確保要配慮者への対応に限らず、通常の市民対応として実施されているものと考えられる。

なお、住宅確保要配慮者に対し、福祉的支援を要すると認知した場合には、福祉部局につなぐ対応をとるとする意見があった一方で、福祉的支援の必要性の判断は難しく、福祉部局につなぐことができるのは、本人が希望した場合に限れるとする意見もあった。

表 2-⑤ 住宅セーフティネット法関係事務担当における住宅確保要配慮者への対応

(単位：市)

| 住宅確保要配慮者への対応に係る区分         | 該当市 |
|---------------------------|-----|
| セーフティネット登録住宅を案内           | 21  |
| 協力不動産店を案内                 | 2   |
| 県が実施する協力不動産店事業の協力不動産店等を案内 | 8   |
| 居住支援法人を案内                 | 21  |
| 市の居住支援協議会の相談窓口を案内         | 6   |
| 県の居住支援協議会の相談窓口を案内         | 5   |
| 上記いずれも実施していない             | 15  |

(注) 1 当省の調査結果による。住宅確保要配慮者への対応として、案内したことがある類型及び案内可能な類型について調査した。

2 複数の区分に該当する市があることから、合計は 48 市とはならない。

3 「協力不動産店を案内」する 2 市は、住宅部局が不動産協会と協定を締結し、協力不動産店事業を実施している。

4 「県が実施する協力不動産店事業の協力不動産店等を案内」については、協力不動産店となっていない不動産事業者を案内するものを含む。

事例 2-⑧ 住宅確保要配慮者からの相談について、公営住宅の入居に関する相談として受けたものは住宅部局で対応するが、住宅確保要配慮者が抱える複合的な課題については、福祉部局を案内するにとどまっている主な例

| No. | 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 日々の業務において、住宅セーフティネット法関係事務担当として意識して行っている業務はほとんどない。個別事案に関し各部署が協力・連携して対応する取決め等は特段ないが、相談内容に応じて対応可能な福祉部局の担当課はおおむね判断できる。当課においては、相談者に対して、公営住宅担当としての対応をし、必要があれば、福祉関係部局の窓口を案内する。（表 2-⑤の類型において「セーフティネット登録住宅を案内」に該当する市）                                                      |
| 2   | 当課に対し生活困窮者が来た場合や福祉関係を含む相談を受けた場合は、公営住宅に係る案内をした上で、福祉事務所の窓口や福祉事務所が事業委託している自立相談支援機関を案内するようにしている。相談等を受けた記録は取っていない。（表 2-⑤の類型において「居住支援法人を案内」に該当する市）                                                                                                                      |
| 3   | 住宅セーフティネット法関係事務及び公営住宅の両方を担当しているが、公営住宅関係以外の相談については回答せず、福祉部局の担当課を案内することとしている。（表 2-⑤の類型において「居住支援法人を案内」に該当する市）                                                                                                                                                        |
| 4   | 生活貧困等からの住宅確保の相談について、当課に相談に来る市民はおらず、来庁した場合は、庁内での取決め等はないものの、深掘りせずに自立相談支援事業担当などに直接出向くよう案内することとしている。<br>当課では、基本的に公営住宅の管理・運営に係る業務については対応するが、それ以外の福祉関係の相談に関することは他の部署の所管であるので、当該担当部署において対応されるものとする。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市）                                   |
| 5   | 当課は公営住宅担当と住宅セーフティネット法関係事務担当を兼務しており、住宅確保要配慮者からの相談対応としては、公営住宅担当として、一般的な公営住宅の入居相談を行っているのみである。複合的な相談のうち、公営住宅に関すること以外の部分は、担当部署を案内するにとどまる。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市）                                                                                           |
| 6   | 当課の窓口相談があるのは、公営住宅の入居に関する問合せであるため、入居資格の確認はするものの、相談者が抱える課題等の状況については基本的に聴取していない。<br>なお、相談者が明らかに低額所得者や高齢者、障害者であり、支援を受けていないようであれば、生活保護担当、高齢介護担当、障害者福祉担当などに相談することを提案している。<br>現状、住宅セーフティネット法に基づく取組は特に行っておらず、公営住宅の管理担当課としての対応にとどまっている。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市） |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記の市はいずれも、公営住宅担当が住宅セーフティネット法関係事務担当を兼務する等としている市である。

## b 居住支援法人との関係

調査対象 48 市のうち、居住支援法人との意見交換会を開催するなど、市内で活動する特定又は複数の居住支援法人と交流があるとするところが 14 市みられた<sup>29</sup>一方で、居住支援法人との直接の関わりはないとするところが 22 市みられた。

当該 22 市の中には、居住支援法人の情報を業務上得られるはずの住宅セーフティネット法関係事務担当であっても同情報を収集しておらず、市内の居住支援法人の存在を知らないとする市もみられた（表 2-⑥）。当該市の住宅部局においては、居住支援法人をいかした居住支援の取組が検討できない状況にあると考えられる。

表 2-⑥ 居住支援法人との関わりがないとする意見

| No. | 意見の概要                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 現在のところ、居住支援法人との接点や、居住支援法人からのアプローチはなく、当市内には存在しないと思っていた。居住支援法人とつながる必要性は、現時点で特段感じていない。<br>県が居住支援法人の指定をしており、市は関わりがないため、居住支援法人のことはよく分かっていない。（表 2-⑤の類型において「県が実施する協力不動産店事業の協力不動産店等を案内」に該当する市） |
| 2   | 業務において居住支援法人と関わる機会がないため、市内を居住支援業務の対象エリアとする居住支援法人について把握していない。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市）                                                                                        |

（注）1 当省の調査結果による。

2 上記市のいずれも、市内で活動する居住支援法人が存在する。

3 令和 4 年度に指定を受けて No. 1 の市内で活動する居住支援法人は、同市の住宅部局を訪れ、挨拶し、法人の事業紹介の説明のほか、近隣の居住支援法人や関係機関等と勉強会を開催する際に同市の参加を呼び掛けたが、欠席する旨の連絡が来ており、いまだ同市の住宅部局との関係構築に至っていないと述べている。

## c 民間賃貸住宅の情報の把握・提供に係る取組

前記表 2-⑤のとおり、住宅確保要配慮者への対応において案内するものとして、セーフティネット登録住宅や協力不動産店といった民間賃貸住宅に関する情報を挙げる市がみられた。

一方、協力不動産店事業を実施するところは 2 市にとどまり、所在する県の居住支援協議会が協力不動産店事業を実施しているがこれを知らないとするところも 1 市みられた。また、セーフティネット登録住宅を含め、民間賃貸住宅に関する情報提供について慎重な意見を述べる市もみられた（表 2-⑦）。

住宅セーフティネット法関係事務担当における住宅確保要配慮者の住宅確保に係る対応として、公営住宅を案内することが基本となっているのは、調査対象 48 市のうち 35 市で公営住宅担当を兼務していることに起因するものと考えられる。

<sup>29</sup> 居住支援協議会を設立済みの市において、居住支援法人が居住支援協議会の構成員である場合を含む。

しかし、住宅確保要配慮者の中には、住民税の滞納がある<sup>30</sup>、持家がある<sup>31</sup>など、公営住宅の入居対象とならない者も存在し得る（詳細は後記（ウ）表 2-⑨）ため、住宅セーフティネット法関係事務担当が、住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅を案内することへの抵抗感を持つ状況は望ましいものではなく、改めて、住宅確保要配慮者に対する居住支援に当たっては、民間賃貸住宅を含めた賃貸住宅の供給を促進していく必要があることを市区町村に対して示す必要があると考えられる。

表 2-⑦ 民間賃貸住宅に関する情報提供について慎重な意見

| No. | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>公営住宅の募集期間外等における相談対応としては、空きがあればすぐに入居可能な「定住促進住宅」<sup>32</sup>を案内することとしており、それ以外は、自立相談支援事業を受託している居住支援法人を案内し、公営住宅と比較し家賃の割高な民間賃貸住宅やセーフティネット登録住宅、市内の不動産事業者を案内することはしていない。</p> <p>住宅部局では公営住宅に関わる業務しか担えず、民間賃貸住宅は所掌の範囲外である。（表 2-⑤の類型において「居住支援法人を案内」に該当する市）</p> |
| 2   | <p>民間賃貸住宅やセーフティネット登録住宅、市内の不動産事業者を案内することは、特定の民間事業者を優遇するかのようにみられる懸念も考慮し行っていない。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市）</p>                                                                                                                                    |

（注）当省の調査結果による。

#### d 住宅セーフティネット法関係事務担当側からみた福祉部局との連携状況

調査対象市のうち、居住支援協議会を設立済みの 9 市、居住支援協議会の設立に向けて検討している 7 市及び居住支援に関する勉強会等を継続的に実施する 2 市を除く 30 市においては、両部局の連携体制の整備の検討が調査時点で行われておらず、また、住宅確保要配慮者からの相談を受けた際に、福祉的支援を要する等の複合的な課題を抱える者について、福祉部局を案内するにとどまるところがみられるなど、福祉部局と連携した居住支援に積極的に取り組むところはみられなかった。

<sup>30</sup> 多くの市の公営住宅に関する条例では、公営住宅の入居者の資格として、「納税義務を怠っていない者であること」など、住民税の滞納者でないことが要件として定められている。

<sup>31</sup> 「納税義務を怠っていない者」と同様に、「現に住宅に困窮していることが明らかな者」という要件が条例で定められている場合に、持家があることで、その要件を具備しないと判断される可能性がある。しかし、持家があったとしても、例えば同居する親族から暴力を受けていて転居先を確保したいということがあり得る。そうした相談を実際に受けたことがある居住支援法人は、当該相談者について市に相談したが、公営住宅の入居には至らなかったとしている。なお、当該市は、公募によらない速やかな入居を可能とする「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」に基づく公営住宅の目的外使用を行っていない。

<sup>32</sup> 市内への定住化を促進し、地域の活性化及び住民福祉に資するため、市が設置する住宅

## (ウ) 福祉部局（自立相談支援事業担当）の取組

### 【制度の概要】

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業は、前記 1 (1) のとおり、福祉事務所設置地方公共団体が直営又は委託により行うものであり、生活困窮者等からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、支援が包括的に行われている。

同法では、自立相談支援事業について、「就労の支援その他の自立に関する問題」について相談に応じて行うものとしているが、近年の単身高齢者世帯の増加等を背景として、居住支援のニーズの高まりが見込まれること等を踏まえ、令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法により、その対象が「就労及び居住の支援その他の自立に関する問題」と改正され、居住の支援に関する問題について相談に応じる旨が法律上明確化されている（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）。

また、福祉事務所設置地方公共団体は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとされている（同法第 8 条第 2 項）。

### 【調査結果】

調査対象 48 市の福祉部局（自立相談支援事業担当）における居住支援の取組状況として、住宅確保要配慮者への対応、居住支援法人との関係及び民間賃貸住宅の情報の把握・提供に係る取組、並びに自立相談支援事業担当側からみた住宅部局との連携状況について調査したところ、次のような実態がみられた。

#### a 住宅確保要配慮者への対応及び民間賃貸住宅の情報の把握・提供に係る取組

自立相談支援事業担当として、住宅確保要配慮者に対してどのような案内を行っているか調査したところ、調査対象 48 市においては、無料低額宿泊所や居住支援法人等を案内するといった様々な対応がとられており、自立相談支援事業の一環として、民間賃貸住宅を取り扱う不動産事業者を案内するところは 28 市みられた（表 2-⑧）。

また、当該 28 市では、相談者の状況に応じて不動産事業者に同行支援する、その際に居住支援に理解があった不動産事業者とのつながりを維持するなどして、民間賃貸住宅の情報収集に取り組んでいる状況もみられた（事例 2-⑨）。さらに、調査対象 48 市のうち 17 市からは、自立相談支援事業で対応する相談者の中には、公営住宅の入居資格がない者や、緊急に住宅の確保が必要であり公営住宅の募集時期や公募手続を待つ余裕のない状況にある者などがいることから、居住支援には公営住宅だけでは不足があるといった意見もあった（表 2-⑨）。

表 2-⑧ 福祉部局（自立相談支援事業担当）における住宅確保要配慮者への対応  
(単位：市)

| 住宅確保要配慮者への対応に係る区分    | 該当市 |
|----------------------|-----|
| セーフティネット登録住宅を案内      | 9   |
| 民間賃貸住宅を取り扱う不動産事業者を案内 | 28  |
| 上記を除く住宅類型・宿泊施設等を案内   | 40  |
| 居住支援法人を案内等           | 39  |
| 上記いずれも実施していない        | 0   |

- (注) 1 当省の調査結果による。住宅確保要配慮者への対応として、案内したことがある類型及び案内可能な類型について調査した。
- 2 複数の区分に該当する市があることから、合計は 48 市とはならない。
- 3 「民間賃貸住宅を取り扱う不動産事業者を案内」については、県が実施する協力不動産店事業を案内するものを含む。
- 4 「上記を除く住宅類型・宿泊施設等を案内」については、一時生活支援事業における宿泊施設や無料低額宿泊所等の一時的な居住の場となる宿泊施設、救護施設等の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく施設、高齢者福祉施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）、障害者福祉施設等、母子生活支援施設や女性自立支援施設等、民間シェルターを案内するものをいう。
- 5 「居住支援法人を案内等」については、自立相談支援事業を居住支援法人に委託している場合を含む。

事例 2-⑨ 民間賃貸住宅の情報の把握・提供に関して取り組む主な例

| No. | 事例の概要                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 必要に応じて、本人の意向に沿うような場所や家賃等を民間賃貸サイトで検索し、可能な範囲で不動産事業者のもとに本人が行く際は同行するなどの支援を行っている。<br>なお、民間賃貸住宅であることを考慮して、特定の物件を勧めることのないよう配慮している。                                             |
| 2   | 普段から懇意にしている地元の複数の不動産事業者に対し、定期的に空室などを確認するようにしている。これは、従前から生活困窮者支援に対する理解のある事業者とのつながりで行っている取組である。                                                                           |
| 3   | 当課は、自立相談支援事業等を通じて、実質的に当市の居住支援を担っているが、セーフティネット登録住宅の中には住宅確保要配慮者が利用できるような低額な物件はないことから、居住支援でセーフティネット登録住宅を活用した例は皆無である。現状、当課の担当者が地元の不動産事業者等と交渉するなどして受入れ可能な民間賃貸住宅等を探している状況にある。 |
| 4   | 地域密着型の不動産事業者で、敷金・礼金を支払えば、保証人は不要という業者も存在しているため、相談を受ける生活困窮者の実情に応じて、具体の不動産事業者を案内することもある。                                                                                   |
| 5   | 日頃から付き合いのある市内の不動産事業者が 2～3 社あるため、相談内容に応じて、当該不動産事業者を案内することもある。                                                                                                            |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑨ 相談者への居住支援には公営住宅だけでは不足があるとする意見

| No. | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 公営住宅は、募集要項で募集期間が定められており、相談があった時点でタイミングが合わなければ案内が難しいため、相談内容に応じて、民間シェルターなどの救護施設を含めた民間施設を案内する。                                                                                                                                               |
| 2   | 1～2 週間で住宅を確保しなければならないような緊急性の高い事案が多いことから、入居までに 1～2 か月要する公営住宅は案内していない。居住支援法人につなぎ、民間賃貸住宅で速やかに入居可能な物件を確認してもらっている。                                                                                                                             |
| 3   | 相談者のニーズにより公営住宅が最適となった場合には案内するが、公営住宅は入居までに最低 1～2 か月を要するため、失業し社員寮も追い出され今日の寝泊りにも困っているような相談者のニーズには対応できない。また、空室はあっても入居に際して様々な準備（費用、手続等）が必要であることや、高層階しか空いておらず、高齢者、障害者のような住宅確保要配慮者のニーズには合わない場合が多い、といった使い勝手の悪さがネックとなっており、相談者に対し、公営住宅を案内するケースは少ない。 |
| 4   | 生活困窮者の場合、税金を滞納している場合が多く、その時点で公営住宅の入居資格はなく、結局、民間賃貸住宅を探すほかない。                                                                                                                                                                               |
| 5   | こどものいる世帯などは、今の住宅と同じ学区の住宅を希望する傾向にあることなどから、公営住宅の空き住戸は条件に合致せず、結果的に入居に至らないケースがみられる。                                                                                                                                                           |

(注) 当省の調査結果による。

#### b 居住支援法人との関係

調査対象 48 市の福祉部局（自立相談支援事業担当）の多くは、居住支援法人の存在を認識しているところ、中には、住宅部局を介することなく、直接、居住支援法人を活用し、一時生活支援事業を実施している市もみられた（事例 2-⑩）。また、市内で活動する居住支援法人に自立相談支援事業を委託する市や、住宅確保要配慮者への対応に関して居住支援法人との連携・協力に係る協定を締結している市があるなど、居住支援法人と直接のつながりを持っている状況がみられた。

## 事例 2-⑩ 居住支援法人を活用して一時生活支援事業を実施する主な例

| 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>当市では、生活困窮者自立支援制度のうち、任意事業である一時生活支援事業を令和 5 年 9 月から実施している。</p> <p>事業実施に当たっては、市内で活動する居住支援法人に業務を委託し、シェルター事業の利用者には、当該居住支援法人が保有するシェルターを貸与している。また、地域居住支援事業として、当該居住支援法人の支援員がシェルター事業の対象者やその他住居を失うおそれのある生活困窮者に対し、入居に当たっての支援や入居後の見守り支援を行っている。</p> <p>生活困窮者自立支援制度のうち、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）に限って実施していた際は、経済対策として行っている他の給付金による支援が、必要としている生活困窮者に届いているかといった問題意識があった。そのため、一時生活支援事業などを開始し、生活困窮者の自立支援を強化したが、その際、市内で活動する居住支援法人が、これら事業を引き受けてくれたことが事業開始に大きく寄与している。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

### c 自立相談支援事業担当側からみた住宅部局との連携状況

調査対象 48 市の中には、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業担当に情報提供するよう、住宅部局を含む関係各課に対して文書で依頼したところ、公営住宅の家賃滞納者への納付指導の際に把握された生活困窮者に対して同担当に相談するようつながりが行われ、支援につながったことがあるとする市がみられた（事例 2-⑪）。

また、調査対象市においては、住宅部局に照会するなどして、住宅確保要配慮者の住宅の確保先として、公営住宅の情報を得られる状況にあるところ、中には、前記（ア）事例 2-④のように、公営住宅の目的外使用の働き掛けをしたことがあるとする市もみられた。

しかし、自立相談支援事業担当では、住宅確保要配慮者の住宅の確保先としては公営住宅だけでは足りず、協力不動産店の管理する民間賃貸住宅もできるだけ多く必要と認識しながらも、住宅部局に対し、それら民間賃貸住宅の情報を福祉部局に積極的に提供すべきであるとの要望や民間賃貸住宅の供給拡大に資するような施策を推進すべきであるとの要望を行ったとする市はみられなかった。

なお、住宅部局を生活困窮者自立支援制度の支援会議又は支援調整会議の構成員としている市が 7 市みられた一方で、同構成員としていない市の自立相談支援事業担当からは、公営住宅の空室情報や入居状況の確認を会議前にすれば足りるといった意見が聴かれ（表 2-⑩）、支障を挙げる意見は聴かれなかった。

**事例 2-⑪ 生活困窮者を把握した場合の対応について文書で依頼し、公営住宅の納付指導等を端緒として、必要な支援につなげられている例**

| 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>当市では、自立相談支援事業による支援につなげていない潜在的な相談者を早期に発見する取組の一つとして、保険料や公営住宅使用料の滞納者に接する各課に対し、事務連絡を発出し、①生活困窮者自立相談支援窓口の周知、②自立相談支援事業の利用勧奨、③支援会議の活用を依頼している。①及び②については、生活困窮者を把握した場合に、生活困窮者自立支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されていることから、従来から各地域の実情に応じて取り組まれていたところであるが、市域において統一的な取扱いとなるよう整理し依頼したものであり、これらに加え、③の取組の実施についても依頼したものである。</p> <p>③支援会議の活用とは、各事業担当が業務遂行に当たって生活困窮者を把握し、当該者に対し、自立相談支援窓口を利用するよう案内してもなお、当該者が自立相談支援窓口への相談に前向きでない状況が把握され、かつ、自立相談支援窓口への個人情報の共有について、本人の同意が得られない場合に、必要な支援が届いていないことがうかがわれる「気になる事案」について、支援会議を活用し、当該者に係る個人情報を関係機関と共有する取組である。</p> <p>各事業担当から支援会議の事務局に情報提供した案件が、結果的に支援会議での審議に至らなかった場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 1 項における「法令に基づく場合」による情報提供であると整理されたことから、積極的に情報提供してもらえよう依頼したものである。</p> <p>その後、公営住宅担当が実施する納付指導の際等、自立相談支援窓口への相談が必要な状況を把握した場合に、同窓口の利用を案内するなどの対応がとられている。</p> |  |

（注）当省の調査結果による。

**表 2-⑩ 住宅部局が支援会議又は支援調整会議の構成員になっていないことに支障はないとする福祉部局（自立相談支援事業担当）の意見**

| No. | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>当市の住宅部局は公営住宅の運営・管理を中心に業務を行っており、居住支援に関係する相談を通常担当しておらず、また、構成員ではないため、支援調整会議に参画していないが、特段支障はない。都市部と異なり公営住宅に空きがないのが現実であり、これまで、公営住宅の空きに関する相談等を除き、住宅に困っているという相談であるから住宅部局につなぐということは、ほとんどなかった。</p> <p>なお、当市では自立相談支援事業を居住支援法人に委託しており、当該居住支援法人が住宅確保要配慮者の相談を受付・支援することも可能であるため、自立相談支援事業の窓口で住宅関係の相談をすれば、居住支援法人の機能をいかした相談対応として解決・支援できる体制となっている。</p> |
| 2   | <p>住宅部局の業務は基本的に公営住宅の管理であると認識しており、当課が対応した相談者のうち公営住宅への入居希望がある者については、住宅部局を案内している。それ以外に住宅部局と特別な連携はしていないものの、困っていることはない。</p>                                                                                                                                                                                                                 |

（注）当省の調査結果による。

## (エ) 住宅部局と福祉部局（自立相談支援事業担当）の両施策に関わる取組

### 【調査結果】

前記（ア）から（ウ）までのとおり、調査対象市における住宅部局側からみた福祉部局との連携の取組も福祉部局側からみた住宅部局との連携の取組もいずれも低調とみられたことから、住宅部局及び福祉部局の連携に係るそれぞれの認識について調査したところ、次のような実態がみられた。

居住支援協議会を未設立の理由や状況について、居住支援協議会を未設立の 39 市のうち、30 市の住宅セーフティネット法関係事務担当は、「住宅確保要配慮者からの相談に対しては、各部署が必要に応じ事実上連携して対応できている」、「住宅確保要配慮者からの相談はあるが、公営住宅等により対応可能」、「住宅確保要配慮者からの相談が少ない」の複数又はいずれかを挙げている。

住宅確保要配慮者からの相談が少ないとする認識に関して、調査対象市の中には、住宅セーフティネット法関係事務担当兼公営住宅担当が受けた相談件数が年間 2 件<sup>33</sup>しかなく、福祉部局（自立相談支援事業担当）においても、住宅に関する困りごとを含んだ相談は年間 5 件といった状況にあり、市全体でみても「住宅確保要配慮者からの相談が少ない」と考えられるところはみられた。

なお、当該市で活動する居住支援法人からも、市単独での居住支援協議会は必要がない旨の意見<sup>34</sup>があった。

他方、福祉部局においては、公営住宅の入居資格のない者への対応を通じて、民間賃貸住宅を含めた住宅確保に取り組む状況がみられた。そのような市の中には、福祉部局（自立相談支援事業担当）においては、住宅確保要配慮者の住宅の確保先として公営住宅のみでは足りず、民間賃貸住宅の確保を要すると認識している一方、住宅部局においては、「住宅確保要配慮者からの相談はあるが、公営住宅等により対応可能」と認識しており、両部局における居住支援に係る現状認識及び連携した取組の必要性に係る認識に齟齬（そご）があるところがみられた（事例 2-⑫）。

また、調査対象 48 市の住宅部局からは、国土交通省に求めることとして、「居住支援に関し、住宅セーフティネット法関係事務担当が担う範囲・役割等を明確化して示してほしい」が最も多く挙げられ（22 市）（表 2-⑪）、「住宅確保要配慮者からの相談対応に関するマニュアルを提供してほしい」を挙げる市も複数あった（15 市）ことから、居住支援に関し、住宅部局は自部局が担う業務が不明確であると認識し、住宅確保要配慮者への対応に不慣れな状況にあるとみられた。

調査対象 48 市の福祉部局（自立相談支援事業担当）からも同様に、厚生労働省に求めることとして、「居住支援に関し、自立相談支援事業担当が担う範囲・役割等を明確化して示してほしい」が最も多く挙げられた（26 市）（表 2-⑫）。

これまでの各種通知により、市区町村における住宅部局及び福祉部局の連携が求められているものの、両部局においては、居住支援に当たり自部局が担うべき事務

<sup>33</sup> 公営住宅担当において、公営住宅の入居申込件数のほかに相談件数を記録しているとする市はまれである。

<sup>34</sup> 当該居住支援法人からは、居住支援協議会を設立するのであれば、人的・物的移動が多い同じ文化圏の近隣市区町村が一体となった居住支援協議会が必要だと思われるとの意見も聴かれた。

の範囲・役割等が定かでないとして、両部局が担うべき事務の範囲・役割等の明確化に資する情報を求めている状況がうかがわれる。

## 事例 2-⑫ 住宅部局の認識が福祉部局の認識や取組と異なる主な例

| 事例の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○住宅部局の認識</p> <p>住宅確保要配慮者にとって必要な支援を実施することができるように、人的資源（福祉部局の担当者）及び物的資源（市営住宅及び県営住宅の募集状況）の把握に努めている。また、現状の取組で十分な対応ができていると判断しているため、これら資源の拡大に向けた取組を実施していない。</p> <p>なお、上記資源の把握に際して課題を感じることはない。</p> <p>市営住宅の定期募集は年 2 回実施しており、落選者には県営住宅や、市役所近隣の不動産事業者を案内<sup>35</sup>することにより、市の居住支援協議会がなくとも、住宅確保要配慮者への対応ができていると考えるため、「住宅確保要配慮者からの相談はあるが、公営住宅等により対応可能」である。</p> <p>また、福祉的支援が必要な相談者については、福祉部局に引き継ぐなどの対応により、福祉部局で対応できていると認識しており、新たに関係者が協力して居住支援の取組を行う必要性を感じていない。</p> <p>○福祉部局の認識</p> <p>当課で受け付けた相談者の多くは、家賃滞納をしているなど公営住宅の入居要件を満たさない者であるため、公営住宅の申込件数は住宅確保要配慮者の実態を示す数値にはならない。</p> <p>当課は、上記のような相談者の住宅を確保できるように関係部局が集まって協議する場が必要と考えているが、住宅部局には上記のような相談者からの相談が寄せられる機会が少ないことから、居住支援協議会の設立の必要性が理解できず、設立に前向きでないのではないかと考えている。</p> <p>当課では、住宅のあっせんについて詳しい知識を持ち合わせていないため、不動産事業者やオーナーと関係性が深く、住宅について詳しい知識を持ち合わせている居住支援法人が相談対応に関わることで円滑な支援となることを期待し、当該居住支援法人との間で、住宅確保要配慮者の居住支援に係る連携・協力に関する協定書を締結し、個別相談事案については、両方で協力して解決することとしている。</p> <p>また、上記の居住支援法人とは別に、住宅確保要配慮者への住宅のあっせんに熱心な不動産事業者が市内に 1 社あり、公営住宅に入居できない相談者については、当該事業者に住宅の確保を依頼することがある。生活保護受給者の住宅を確保する際にも以前から協力をお願いしていることもあり、度々連絡を取っている。</p> |

（注）当省の調査結果による。

<sup>35</sup> 当該市は協力不動産店事業を実施していないことから、選択肢の一つとして提示したものと考えられる。

表 2-⑪ 住宅部局が担う範囲・役割の明確化等を求める意見

| No. | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 住宅部局が担う役割や業務量の把握が難しい現状では担当部署を決めることは困難であり、現状、住宅セーフティネット法関係事務担当は決まっていない。                                                                                                                                                                          |
| 2   | 住宅セーフティネット法関係事務担当部署が確定していないところ、今後、市の内部で役割分担を明確化することが想定されるため、その際の参考となるよう、住宅セーフティネット法関係事務担当が担う範囲・役割等を明確化して示してほしい。                                                                                                                                 |
| 3   | 様々な法令等において「居住支援」というワードが出てくるが、具体の業務範囲やイメージ等がつかみ切れておらず、居住の支援に関する問題について相談に応じる旨が法律上明確化された自立相談支援事業担当との間で「住宅セーフティネット法と何が違うのか」と議論になったこともあるため、居住支援に関し、それぞれの担当が担う支援の範囲・役割等を示してほしい。                                                                       |
| 4   | 住宅セーフティネット法に関連する業務や相談事案がなく、現状、年度初めに文書をつづる程度の業務量である。課内で業務の具体的な取扱いが分からない。制度や業務内容を示したマニュアル等があれば、業務の参考になる。                                                                                                                                          |
| 5   | 居住支援の制度の趣旨は理解できるものの、検討すべき事項が列挙されているだけなので、例えば、その中で住宅部局がすべき事項はどれかが分かるよう示されるなど、国から住宅部局と福祉部局との具体的な事務レベルの分担が示されないと動きづらい。                                                                                                                             |
| 6   | 改正住宅セーフティネット法及び改正生活困窮者自立支援法に定められていることは市として実施するが、福祉部局と住宅部局のどちらが担当すべきかが曖昧であるため、相互に自分の部局の担当ではないと主張してしまい、役割分担が難しい。国には、例えば「居住サポート住宅について、構造的な耐震基準等に係る認定については住宅部局が、認定後の監査については、貧困ビジネスにつながる懸念があるため福祉部局が、それぞれ担当することを想定している。」等の一つの目安を示してもらえると、現場が動きやすくなる。 |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑫ 福祉部局（自立相談支援事業担当）が担う範囲・役割の明確化等を求める意見

| No. | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 居住支援は厚生労働省及び国土交通省の 2 省が関係する施策であるが、市区町村段階でどの部署が何をするのかが明確に示されておらず、互いの部署が「どちらが担当するのか。そちらではないのか」と思ってしまい動きづらいため、国から役割を明確に示してほしい。                                                                                                                                |
| 2   | 「家賃滞納している入居者がいる」という相談であれば福祉部局が受ける、「空室があるから誰か住ませたい」という相談であれば住宅部局が受ける等のように、想定される相談内容ごとに、両部局の役割や範囲を示してほしい。                                                                                                                                                    |
| 3   | 住宅に関する問題を抱える相談者の特性は様々ある中、当該相談者を生活困窮者自立支援制度における生活困窮者と一括りにされると、高齢、障害等の分野のニーズが分かりづらくなることから、まずは、住宅部局が住宅に関する相談体制を整え、住宅に関して支援を行い、それでもなお残る福祉的支援に係るニーズを明確にしてもらいたい。高齢者支援、障害者支援といった福祉的支援を実施するに当たっては、当該者を受け入れる住宅が確保されていることが前提であるので、住宅に関する相談対応の主体は住宅部局であることを明示してもらいたい。 |
| 4   | 住宅部局には、住宅確保要配慮者が居住することができる住宅を開拓することや、公営住宅の空室を貸し出すことについて検討してほしいので、その旨を明確にしてほしい。                                                                                                                                                                             |

(注) 当省の調査結果による。

### 【まとめ】

調査対象市の状況をみる限り、住宅部局及び福祉部局の連携に係る取組は全般的に低調であった。中には、市全体でみても居住支援を要する相談件数は少なく、市内の居住支援法人も同市単独の居住支援協議会は必要ないという市もみられた。他方、福祉部局の認識と異なり住宅部局が現状の対応で問題ないと認識していることで両部局が連携した居住支援体制の構築を検討する動きが低調となっている市もみられた。

住宅部局においては、前記（ア）及び（イ）のとおり、住宅確保要配慮者に対して公営住宅以外の民間賃貸住宅の情報を案内することに積極的ではなく、福祉的支援を要すると認知した場合には福祉部局を案内するなどの一定の対応を行うのみで自らの対応は十分とられていると認識する傾向がみられる。一方で、福祉部局では、前記（ウ）のとおり公営住宅に入居できない者や入居申込に至らない者など、住宅部局が対応していない幅広い住宅確保要配慮者に対応している状況がみられた。これら対応状況の違いにより、住宅確保要配慮者についての両部局の担当の認識に大きな差異が生じるものとみられる。居住支援の現状に係る住宅部局及び福祉部局の認識が不一致であることは、当該市区町村の実情に応じた居住支援の取組が検討されず、ひいては支援を要する住宅確保要配慮者を見過ごす可能性がある。

国土交通省及び厚生労働省は、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法及び令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法の円滑な施行に向けて、各市区町村において居住支援に係る住宅ストックや福祉的支援等の現況や課題等の確認を求めているが、各市区町村の住宅部局と福祉部局の間には、このような認識の隔たりがあることを踏まえる必要がある。すなわち、そうした認識の隔たりの解消に資するよう、まずは双方の部局でどのような情報が保有され、どのような業務がなされているかを認識できるよう、例えば、住宅部局では公営住宅の家賃滞納者への対応記録等といった入居者対応情報を保有していることや、福祉部局（自立相談支援事業担当）では、公営住宅の入居申込が困難な者もいるため民間賃貸住宅を含めて住宅確保の支援を実施していることなどを互いの部局に対し具体的に明示して、両部局において現状の確認及び確認結果を踏まえて実施が期待される取組等の検討を促すことが必要である。

また、住宅に困窮する者への公営住宅の目的外使用の取組について、幾度も通知が出されているが、前記（ア）のとおり、その必要性について両部局の認識が一致していない事例もみられたこと等から、改めて、その必要性や留意点を示す必要がある。

さらに、公営住宅の入居者に関し、公営住宅担当から福祉部局へのつながりが遅れ、当該入居者の状況が悪化したと考えられる事例（前記（ア）事例 2-⑦）もみられた。福祉的支援を要すると認知した住宅確保要配慮者について、福祉部局につなぐ対応をとるとする住宅部局の対応は、応対する職員の福祉制度に係る認識の度合いに左右されるものであり、万能とはいえない。公営住宅の管理等を通じて生活困窮者を把握し得る住宅部局と自立相談支援事業担当の連携等の部局間の連携方策については、福祉部局からの依頼に基づきつながを行った公営住宅担当から、「福祉施策の担当外であっても報告しやすい」との意見が聴かれた（同事例 2-⑤）ことを踏まえると、ルール化した組織的な対応を行う取組が効果的といえる。

#### **【所見】**

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村の住宅部局及び福祉部局における連携した居住支援に資するため、市区町村に対して、各部局が把握可能で他部局に共有可能な居住支援に関する情報（居住支援法人の情報、公営住宅の管理等に関する情報、生活困窮者への支援策等）の例を提示すること。

また、市区町村に対して、上記情報を活用して実施が期待される取組の例及びその取組が求められる具体的な状況や留意点を提示すること。

## (2) 居住支援に当たっての個人情報の取扱い

### 【制度の概要】

地方公共団体の関係部局等が住宅確保要配慮者への居住支援に当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき<sup>36</sup>適正に行うことが必要である。具体的には、個人情報の利用目的を特定し（同法第 61 条第 1 項）、本人から直接書面で取得する場合には当該利用目的を明示（同法第 62 条）すること、また、文書や電磁的記録等により保有された個人情報（以下「保有個人情報」という。）に関しては、利用目的内での利用・提供（同法第 69 条第 1 項）、本人の同意があるときの利用目的外での利用・提供（同条第 2 項第 1 号）、その他利用目的外での利用・提供（同項第 2 号～第 4 号）についての規定が定められている。利用目的内で保有個人情報を利用・提供することが原則であり、法令に基づく場合、本人の同意があるとき、相当の理由があるとき又は特別の理由があるときといった例外を除き、利用目的外での利用・提供はできない。

居住支援を要する住宅確保要配慮者の状況は様々であるが、複雑かつ多様な課題を抱えている場合も多いことから、切れ目のない効果的な支援が行えるよう、関係部局・団体が連携して対応に当たることが求められている。その際、住宅確保要配慮者の支援方を多角的に検討するため、住宅確保要配慮者に関する情報として、例えば、介護認定や障害者手帳取得の有無、同居家族の状況、公営住宅の家賃滞納の有無などの住宅確保要配慮者の保有個人情報を共有して必要な支援を検討する場面が十分に想定される。

国土交通省は、住宅確保要配慮者の個人情報の取扱いに関し、「居住支援協議会 設立・運営の手引き」において、住宅確保要配慮者などから居住支援の申込みを受ける際に同意を取得するようにしている市区町村の事例を紹介している<sup>37</sup>。

厚生労働省は、自立相談支援事業における個人情報の取扱い等を示したものとして「個人情報に関する管理・取扱規程」（資料 2-⑦）を作成して、福祉事務所設置地方公共団体に対して周知している。また、同省が作成して福祉事務所設置地方公共団体に対して周知している「自立相談支援事業の手引き」別紙の「自立相談支援機関使用標準様式」の一つである「相談受付・申込票」には、相談の申込時に、相談者の個人情報については支援に当たり必要となる関係機関・者と情報共有することに同意する旨を確認する本人同意欄が設けられている（資料 2-⑧）。

また、生活困窮者自立支援法第 9 条に基づく支援会議における構成員は、正当な理由なく支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとの守秘義務の適用を受けるとともに、支援会議は、支援会議の構成員に対し、生活困窮者に関する情報の提供を求めることができる。厚生労働省は、「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設立及び運営に関するガイドライン」（平成 30 年 10 月厚生労働

<sup>36</sup> デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 51 条による改正に係る部分（地方関係）（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律は、個人情報の保護に関する法律に一覧的に規定され、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。個人情報保護委員会からは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和 4 年 1 月策定（令和 6 年 11 月一部改正））、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和 4 年 2 月策定（令和 6 年 12 月一部改正））、「個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関等編）」（令和 4 年 2 月策定（令和 6 年 3 月更新））が示されている。

<sup>37</sup> 「居住支援協議会 設立・運営の手引き」では「個人情報が連携の壁にならないように、福祉等支援機関、関係行政機関、不動産事業者、賃貸人との個人情報を含めた情報共有をして、入居後支援等を行うため、申込みの際に同意書を得ている自治体もあります」と記載されている。

省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室策定）において、本人の同意なく情報共有が可能となる場合の考え方を含め、個人情報の共有の在り方について、福祉事務所設置地方公共団体に対して周知している。

#### **【調査結果】**

調査対象市が住宅確保要配慮者への居住支援に取り組むに当たって、関係機関との間の個人情報の取扱いに苦慮している等の実態がないか調査したところ、次のような実態がみられた。

自立相談支援事業担当においては、厚生労働省から示された「個人情報に関する管理・取扱規程」や「相談受付・申込票」を活用するなどして、自立支援に当たり必要となる個人情報の利用・提供に係る相談者の同意を得た上で、地域包括支援センターや社会福祉協議会等が参画する支援調整会議において、相談者の個人情報の共有を可能とされていた。また、当該同意を得られない事情がある場合であっても、支援会議を設置する市においては、支援会議を活用した相談者の個人情報の共有を可能とされていた。調査対象 48 市のいずれにおいても、関係部局・団体と協力して支援を実施する上で住宅確保要配慮者への居住支援に当たり個人情報の取扱いに関して特段の課題があるとの意見は聴かれなかった。

一方、住宅部局においては、調査対象 48 市のうち、関係部局・団体と連携して住宅確保要配慮者からの相談に対応する 2 市の住宅セーフティネット法関係事務担当から、福祉部局や不動産事業者等との住宅確保要配慮者に係る個人情報の共有について、判断に苦慮することがあるため、情報共有を円滑に行うための個人情報の取扱いについてガイドライン等により示してほしいといった意見があった（表 2-⑬）。また、公営住宅の入居者の異変等を端緒に福祉的支援につなげようとする 3 市の公営住宅担当から、公営住宅の入居者に係る個人情報を福祉部局と共有することについて疑義があり、個別の入居者の対応に当たって判断に苦慮することがある等の意見もあった（表 2-⑭）。

表 2-⑬ 個人情報の取扱いについて課題を挙げる住宅部局（住宅セーフティネット法関係事務担当）の意見

| No. | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>当課では、住まいの相談窓口を設け、住宅確保要配慮者からの相談を受けている。相談申込シートのような様式は作成していないため、来庁者については、その場で他課への情報共有の同意を口頭で得ている。個人情報の利用・提供に関して同意を得たものと整理できるか判断し難い電話等で受ける場合の相談対応における福祉部局等との連携については、相談者に対して同部局等の関係課の利用を案内するにとどまる。当課においては、相談者から聴取した氏名、住所、相談内容等を、電磁的方法により記録し、管理しているが、他課への情報共有の同意を得ている場合であっても、個人情報の取扱いには慎重にならざるを得ず、福祉部局等と同記録の共有は行っていない。</p> <p>例えば、住まいの相談窓口で認知症が疑われる者から相談を受けた場合に、当課から福祉部局に対し、当該相談者が福祉部局に相談に来たことがあるか等の相談歴を照会するケースもあるところ、その際に、相談者の特定に必要な個人情報をどこまで伝えてよいのか分からない部分がある。</p> <p>福祉部局等と協力して居住支援を実施していくためにも、国においては、「空き家所有者情報の外部提供等に関するガイドライン」（令和 5 年 12 月国土交通省住宅局策定）のように、個人情報の取扱いや個人情報の保護に関する法律との関係について整理してほしい。</p> |
| 2   | <p>居住支援に係る担当課として、当課において問合せや相談を受け付けているが、総合的な相談窓口として受け付けているものではないため、他部局等に相談をつなぐことを前提とした記録様式で相談を記録していない。今後、居住支援協議会の設立をした場合、こうした相談を関係者と共有して支援に当たることになると思うが、不動産事業者との情報共有を円滑に行うための個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律との関係をどのように整理すればよいかなどの検討課題が残っている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

（注）当省の調査結果による。

表 2-⑭ 個人情報の取扱いについて課題を挙げる住宅部局（公営住宅担当）の意見

| No. | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>例えば、精神障害者や認知症高齢者等の公営住宅入居者が日常的に騒ぐなど、近隣の入居者が困って福祉部局等に相談した場合、当課に対し、当該入居者について照会されるケースがある。</p> <p>この場合、当課と福祉部局等が、当該入居者の個人情報を持っていても、個人情報保護制度により共有し難いと考えていることから、現状、福祉部局等とは個人を特定せずに一般的な相談に例えるなどして、個人情報の提供に至らない範囲の情報でやり取りをしている。</p> <p>これらの相談は、法令に基づき情報提供が求められる福祉部局等の会議に取り上げられる事案であれば、当課との情報共有は可能と考えられるが、そこに至らない事案であれば解決は難しく、当課としても明確な解決策がない。</p>                                                                                                                                                                     |
| 2   | <p>近隣住民からの通報や公営住宅の修繕などの際に、公営住宅入居者に対する福祉的支援の必要性について把握した場合は、福祉部局と情報の共有を行っている。共有方法は、入居者との対応内容等を記録している当市の住宅管理システムの個人台帳を提供するといった方法ではなく、口頭で行っている。現状において、福祉部局に相談内容を共有できずに必要な支援が実施できなかった等の支障は生じていないと認識しているが、庁内の他部署等や庁外の外部機関とも協力して居住支援を実施していくためには、国において、個人情報の保護に関する法律との関係の整理を示してもらえると助かる。</p> <p>公営住宅の入居条件としていた連帯保証人を不要とするに当たって、国土交通省から都道府県及び政令市に示された「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」（令和2年2月20日付け国住備第130号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）は、市の内部でコンセンサスを得る際に役立った。居住支援に係る個人情報の共有についても、同様に示してほしい。そうすることで、福祉部局に対して、入居者との対応内容等の記録を共有できると考える。</p> |
| 3   | <p>公営住宅の入居者対応等の際に、福祉的支援が必要と思われる住宅確保要配慮者を把握した場合、福祉部局に対して情報連携する旨の同意を住宅確保要配慮者から得られないときは福祉部局の相談窓口を教示することにとどめ、同意が得られた場合には福祉部局にその個人情報も含めてつなぐこととしている。</p> <p>住宅確保要配慮者の同意を得られない場合には、高齢等による認知機能の低下や精神的な障害等のため自らの状況を理解してもらうことが難しい場合があり、福祉的支援が必要な状態にあるにもかかわらず、福祉部局につなぐことができないケースがある。</p> <p>このため、国土交通省においては、住宅部局と福祉部局が連携して居住支援を円滑に進めていくことができるよう、住宅確保要配慮者の個人情報の取扱いについて整理をしてほしい。</p>                                                                                                                                         |

（注）当省の調査結果による。

## 【まとめ】

調査対象市の状況をみる限り、現状では、福祉部局においては住宅確保要配慮者に関する個人情報の取扱いについて特段の課題を認識していないとみられる一方で、住宅確保要配慮者からの相談対応を積極的に実施している住宅部局（住宅セーフティネット法関係事務担当）及び公営住宅の管理業務を通じて把握する住宅確保要配慮者を福祉的支援につなげようとしている住宅部局（公営住宅担当）においては、個人情報の取扱いに苦慮していることがみられた。中には、個人情報の取得時の関係部局等への共有に係る本人の同意の取得の方策、公営住宅入居者の異変等への対応や本人の同意がない場合において福祉部局と個人情報を共有して対応に当たることができる例などの提示を求める趣旨の意見も聴かれた。

今後の住宅確保要配慮者への居住支援においては、市区町村の住宅部局と福祉部局とがより一層連携して取り組むことが求められており、両部局が連携し支援をしていく中で、居住支援法人や協力不動産店等の外部の関係者との連携も今まで以上に行っていくことが想定される。そうした連携をしていく中で、住宅確保要配慮者への居住支援が適切に行われるためには、これら関係部局・者の間における個人情報の取扱いが適正に行われることが必要である。

このため、居住支援の取組の推進に当たっては、住宅部局と福祉部局や外部の関係者との連携の中で、住宅確保要配慮者への居住支援が適切に行われるよう、市区町村に対して個人情報の適切な取扱いについて周知することが必要である。

## 【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村による居住支援の適切かつ効果的な実施に資するため、市区町村に対して、住宅確保要配慮者の個人情報の取扱いの参考となる情報を整理して提示すること。